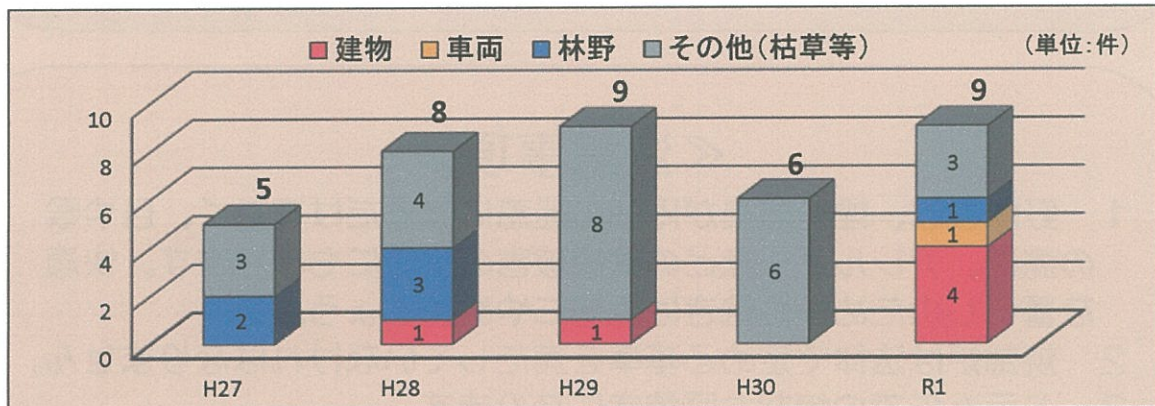


野焼きなどを原因とする火災 が多く発生しています **危険!**

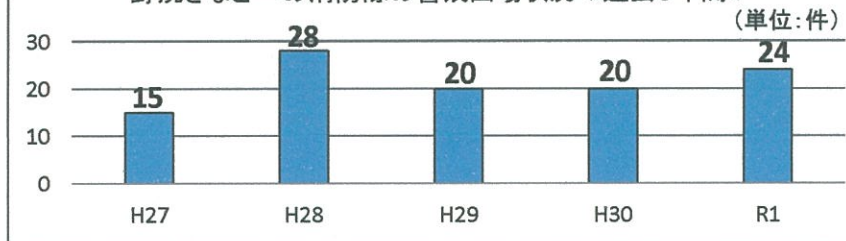
※ 件数は、柏崎市消防本部管内の数値です。

- ◆ 毎年、野焼きなどを出火原因とする林野火災や枯草火災が後を絶ちません。昨年は、枯草や廃材の焼却から建物へ延焼拡大した火災が、4件発生しています。
- ◆ 今年に入って、野焼きなどが出火原因と推定される火災は4件発生しており、3人の尊い命が失われています。（令和2（2020）年6月1日現在）

野焼きなどを出火原因とする火災の発生状況〈過去5年間〉



野焼きなどへの消防隊の警戒出場状況〈過去5年間〉



【みなさんに守っていただきたいこと！】

社会の慣習上やむを得ない焼却等であっても、次のことを守ってください。

- ① 強風時や乾燥時には、行わない。
- ② 建物や可燃物の近くでは、行わない。
- ③ 水バケツや消火器などの準備をする。
- ④ その場を離れず、必ず消火する。



※ 火災予防上危険と認められる場合には、焼却を中止していただくことがあります。

野焼きの禁止については、裏面をご確認ください。

野焼きは禁止です！

野焼きによる廃棄物の焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって禁止されています。(第十六条の二)

《罰則》(第二十五条)

・違法に野外焼却した者(未遂行為も含む)

・5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金、またはその併科

※ ただし、公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるものは、例外行為として扱われる場合もあります。

《注意事項》

- 1 野焼きは、煙や悪臭が周囲の迷惑になるだけでなく、目や喉の痛み、アレルギーなどの健康被害の原因にもなります。快適な暮らしのため、野焼きは絶対にやめましょう。
- 2 焼却炉は法律で定める基準を満たしていなければなりません。
- 3 ドラム缶での焼却も野焼きになります。
- 4 せんていした庭木、庭の草や落ち葉は「せんてい枝・庭の草」の収集日に資源物として出してください。
- 5 例外行為であっても、行政指導の対象になり、焼却を中止していただく場合があります。



【野焼きに関する問い合わせ】 柏崎市市民生活部環境課 ☎ 23-5170